

事 務 連 絡
平成28年 7月26日

事業主 各位
担当者 各位

伊藤忠連合企業年金基金
(公 印 省 略)

脱退一時金相当額の移換申出期限の変更について

拝啓 時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当基金の事業運営につきましては格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび確定給付企業年金法施行令第50条の2及び第54条の6が改正され、加入期間20年未満の方が加入者資格を喪失する際に、脱退一時金でのお受け取りではなく他制度への移換をご選択されるときに申出期限が変更されましたのでご案内申し上げます。なお、申出期限の変更に伴いまして「中途脱退者選択書」及び「脱退一時金受給にあたってのご案内」が改訂されておりますので、加入者様にお渡しいただく際にはご注意くださいようよろしくお願い致します。

敬具

記

1. 移換申出期限の変更について
2. 改訂帳票について
 - ・ 中途脱退者選択書
 - ・ 脱退一時金受給にあたってのご案内

以上

1. 移換申出期限の変更について

《変更内容》

加入期間 20 年未満の方が加入者資格を喪失するときに、脱退一時金でのお受け取りではなく他制度（DB 及び DC）への移換をご選択される場合のお申し出期限が変更されています。

【改正前】

移換先制度	移換申出期限
<u>確定給付企業年金</u>	「資格喪失日から 1 年を経過する日」又は「移換先制度の資格取得から 3 ヶ月を経過する日」の早い日
<u>企業型確定拠出年金</u>	「資格喪失日から 1 年を経過する日」又は「移換先制度の資格取得から 3 ヶ月を経過する日」の早い日
<u>個人型確定拠出年金</u>	「資格喪失日から 1 年を経過する日」又は「移換先制度の資格取得から 3 ヶ月を経過する日」の早い日
厚生年金基金	「資格喪失日から 1 年を経過する日」又は「移換先制度の資格取得から 3 ヶ月を経過する日」の早い日
企業年金連合会	「資格喪失日から 1 年を経過する日」



【改正後】

移換先制度	移換申出期限
<u>確定給付企業年金</u>	「資格喪失日から 1 年を経過する日」
<u>企業型確定拠出年金</u>	「資格喪失日から 1 年を経過する日」
<u>個人型確定拠出年金</u>	「資格喪失日から 1 年を経過する日」
厚生年金基金	「資格喪失日から 1 年を経過する日」又は「移換先制度の資格取得から 3 ヶ月を経過する日」の早い日
企業年金連合会	「資格喪失日から 1 年を経過する日」

2. 改訂帳票について

脱退一時金相当額の移換申出期限の変更により下記の帳票が改訂されておりますので、同封させていただきます。

- ① 中途脱退者選択書
- ② 脱退一時金受給にあたってのご案内

なお、上記帳票につきましては当基金の HP からダウンロードできます。